

平成22年度 国民健康保険料の計算方法(12カ月分)

均等割額、平等割額、料率は据え置きです

所得割額はいくら？

$$\left(\begin{array}{l} \text{平成21年1月1日～} \\ \text{12月31日までの} \\ \text{総所得金額など} \end{array} \right) \begin{array}{l} \times \text{医療分料率 } 8.3\% = \text{A} \\ \times \text{支援分料率 } 3.4\% = \text{B} \\ \times \text{介護分料率 } 2.6\% = \text{C} \end{array}$$

- 基礎控除33万円

所得の例

- 給与所得=給与収入-給与所得控除
- 公的年金雑所得=公的年金収入-公的年金控除
- その他の所得=収入-必要経費

種類	医療分	支援分	介護分
所得割額	A	B	C
均等割額 (1人当たり)	22,080円	8,040円	7,200円
平等割額 (1世帯当たり)	18,720円	6,840円	4,560円
合計	医療分保険料	支援分保険料	介護分保険料

支援分とは 0～74歳の人で後期高齢者医療制度を支える保険料
 介護分とは 40～64歳の人で介護保険制度を支える保険料(65歳以上の人は国民健康保険料とは別徴収となります)

国民健康保険料 = 医療分保険料 + 支援分保険料 + 介護分保険料

最高限度額	医療分	支援分	介護分
	50万円	13万円	10万円

該当世帯

世帯主(国民健康保険に加入していない世帯主も含む)と世帯に属する国民健康保険加入者の前年中における基礎控除前の総所得金額などが、国の基準額(下表参照)を下回る世帯。ただし後期高齢者医療制度に移行した人がいる世帯は、特定同一世帯所属者(注)の所得を含めます。

(注) 特定同一世帯所属者とは…
 後期高齢者医療制度への移行により国民健康保険被保険者の資格を失った人で、世帯主(継続して同じ世帯主であること)と継続して同一世帯に属している人。ただし後期高齢者医療の資格取得日の属する月から5年を経過する月までの間に限ります。

③保険料の最高限度額 医療分と支援分を改定

均等割額と平等割額を軽減します

世帯の種類	軽減基準所得	軽減割合
下記以外の世帯	33万円 以下	8割
	33万円+(24万5,000円×世帯主を除く国保加入者数) 以下	6割
	33万円+(35万円×国保加入者数) 以下	2割
後期高齢者医療制度に移行した人がいる世帯	33万円 以下	8割
	33万円+【24万5,000円×(世帯主を除く国保加入者数+世帯主を除く特定同一世帯所属者数)】 以下	6割
	33万円+【35万円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)】 以下	2割



お問い合わせは「国保・年金課各担当」

- 保険料(料金・特別徴収)については 賦課担当 ☎986365・6366・6367
- 資格に関すること(保険証交付・加入するとき、やめるときなど)は資格担当 ☎986363
- 納付(支払)証明や口座振替については 納付担当 ☎986376
- 納付(支払)証明や口座振替については 納付担当 ☎986376
- 保険給付に関すること(高額療養費・出産育児一時金・葬祭費など)は給付担当 ☎986361
- 保険料のお支払については収納担当 ☎986368・6377・6864
- 保健事業については保険・医療制度改革担当 ☎986375
- ファクスは各担当共通 ☎9426331

平成22年度 保険料を通知します

■ 国民健康保険の加入者 6月中旬に送付します。
 【問い合わせ】国保・年金課 ☎986365・986363-1
 ■ 後期高齢者医療の加入者 7月中旬に送付します。
 【問い合わせ】高齢福祉課 ☎986994
 ※ 申告書は、郵送でも受け付けます。

正しい保険料計算のため 所得申告書を提出しましょう

国民健康保険料は加入者の前年の所得から計算するため、世帯主は所得申告書の提出が必要です。
 確定申告が必要でないなど所得状況が分からない人の保険料は、均等割額と平等割額のみで計算しています。正しい保険料計算のため申告書(国保・年金課、支所にあります)を提出しましょう。

【提出先】国保・年金課(市役所別館3階) ※ 申告書は、郵送でも受け付けます。



① 失業者の保険料を新たに軽減します

倒産や解雇などで本人の意思に関係なく職を失った人は、届け出により22年度からの保険料を軽減します。離職日の翌日の属する月から、その翌年度までの間、失業者の前年の給与所得のみを100分の30に減額した上で保険料を計算します。

【対象】 国民健康保険年金課(市役所別館3階、市ホームページにあります)と雇用保険受給資格者証(郵送の場合は写しを添付)を直接または郵送で〒7908571 国保・年金課(市役所別館3階)へ

【申請】 届出書(国保・年金課(市役所別館3階、市ホームページにあります)と雇用保険受給資格者証(郵送の場合は写しを添付)を直接または郵送で〒7908571 国保・年金課(市役所別館3階)へ)

保険料の改正

4月からの主な改正点

- ① 失業者に対し新たな軽減措置を行います
- ② 後期高齢者医療制度への移行に伴う緩和措置を継続します
- ③ 最高限度額を改定します

② 後期高齢者医療制度への移行に伴う緩和措置を継続します

一定の要件に該当する世帯を対象に、保険料を軽減する緩和措置を継続します。

減免措置

該当世帯には、随時、減免申請書を送りますので申請してください。

職場などの健康保険(国民健康保険組合を除きます)の加入者が1人が、後期高齢者医療制度へ移行することにより、その扶養家族が新たに国民健康保険に加入する場合、加入する扶養家族のうち65歳～74歳までの人3人は緩和措置の対象となります。(左図参照)

扶養家族に対する減免措置(当分の間)

- ・ 扶養家族の所得割額を免除します
- ・ 扶養家族の均等割額が半額になります(8割、6割軽減該当者を除きます)
- ・ 緩和措置対象者のみで構成される世帯は、平等割額が半額になります(8割、6割軽減該当者を除きます)

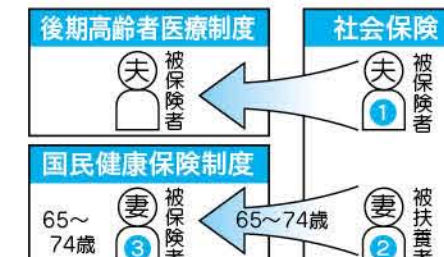
軽減措置

該当世帯には、軽減後の保険料で通知しますので手続きは必要ありません。

平等割額に関する軽減措置(5年間)

国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度へ移行し、残りの加入者が1人になる場合は、医療分と支援分の平等割額が半額になります。

8割、6割、2割軽減に該当する場合は、軽減後の平等割額が半額になります。



保険料の納付方法 および納期

特別徴収

〈年金天引きによる納付〉
 平成22年度納期(年6回・偶数月)

4月	6月	8月	10月	12月	2月
4/15 (木)	6/15 (火)	8/13 (金)	10/15 (金)	12/15 (水)	平成23年 2/15 (火)

4・6月の納付額は、前年度2月の納付額または前年度保険料相当額(12カ月分)を6で割った金額となります。8月以降の納付額は、6月中旬に決定した年間保険料から4・6月の納付額を差し引いた額を残りの納付回数で割った金額となります。

対象者 下記の①～③すべてに該当する人

- ① 国民健康保険加入者が65～74歳で構成する世帯の世帯主(ほかの健康保険、後期高齢者医療に加入している世帯主は除く)
- ② 年間18万円以上の年金(老齢、退職年金、障害年金、遺族年金など)をもらっている人
- ③ 国民健康保険料と介護保険料(65歳以上)の合計額が、特別徴収対象年金額の2分の1を超えない人

※ 口座振替の納付方法に変更(納付書での支払いには変更できません)できますので、希望者は「納付方法変更申出書」(国保・年金課(市役所別館3階)にあります)を提出してください。なお年金天引きの停止は申出書提出後、2カ月程度かかります

普通徴収

普通徴収

〈納付書または口座振替による納付〉
 平成22年度納期(年10回)

1期	2期	3期	4期	5期
6/30 (水)	8/2 (月)	8/31 (火)	9/30 (木)	11/1 (月)
6期	7期	8期	9期	10期
11/30 (火)	12/27 (月)	平成23年 1/31 (月)	平成23年 2/28 (月)	平成23年 3/31 (木)

納期限は月末(12月は25日)ですが、納期限が金融機関の休業日になる場合は、翌営業日となります。お支払いは便利な口座振替をご利用ください。下記金融機関の本・支店などから口座振替ができます。 ※ 口座振替の人が特別徴収の対象者になると、振替が停止されることがあります

- 銀行…伊予・愛媛・みずほ・広島・山口・阿波・百十四・四国・西日本シティ・住友信託・徳島・香川・高知
- 金庫…愛媛信用・商工組合中央(松山支店に限る)・四国労働
- 農協…松山市農協・えひめ中央農協
- 漁協…愛媛県信用漁業協同組合連合会
- ゆうちょ銀行
- ※ 順不同・金融機関の名称は、統廃合などにより変更になる場合があります

特集 みんなで助け合おう 国民健康保険

国民健康保険制度は、万一の病気やけがなどのときに安心して治療を受けられるよう、加入者の皆さんが収入に応じて納める保険料と国・県・市の補助金などで医療費を賄う制度です。安定的な制度運営のために保険料を期限内に納めましょう。